

ゴルフ場利用税廃止！

1000万ゴルファーの悲願



ゴルフ場利用税廃止運動推進本部

日本ゴルフ関連団体協議会

平成元年の消費税導入時に ゴルフ場利用税は廃止されるべきものでした

昭和29年に創設された「娯楽施設利用税」の対象施設として、ゴルフは課税されていました。課税対象は舞踏場、ゴルフ、ボーリング、パチンコ、射的、マージャン、たまつき、ゴルフ練習場などです。

昭和63年の税制の抜本改革において消費税が創設されたことに伴い、ゴルフ以外の全ての課税対象は非課税となりましたが、本来一緒に廃止されるべきであったゴルフだけは名称が「ゴルフ場利用税」となり、存続させられました。

消費税とゴルフ場利用税 「二重課税」は税の公平性からも問題です

地方税法でゴルフ場利用税は、800円(標準税率)～1,200円(制限税率)と定められており、消費税との「二重課税」となっています。その上消費税の税率は、平成26年に8%、その後10%に引き上げられることになっています。

プレー料金が大幅に低下する中、ゴルファーの支払金額に占める税金は、非常に大きな割合となっており、このことがゴルフの普及・振興の大きな阻害要因となっています。

プレー料金	消費税	利用税
-------	-----	-----

二重課税

「スポーツ基本法」 ゴルフ場利用税はその理念に全く反するものです

平成23年にスポーツ基本法が制定され、国・および地方自治体、スポーツ団体は国民へのスポーツ普及促進の努力をし、必要な措置を講じることが定められました。

しかし、未だゴルファーには一部非課税者を除いて「ゴルフ場利用税」が課されています。

2016年にオリンピック正式競技として実施される純然たるスポーツであるゴルフに課税を行うなど、健康長寿・国民の幸福を追求する先進国において許されるものではありません。

これまで言われてきた課税理由は もはや妥当性を欠いています

これまで言われてきた課税理由は、「ゴルファーの担税力」と「ゴルフ場に対する行政サービスのコスト」です。
もはや課税理由には妥当性はありません。

ゴルフは、金持ちのスポーツではありません。今や老若男女が参加する「国民スポーツ・生涯スポーツ」であり、そこに特段の「担税力」は見いだせません。

ゴルフ場利用税の課税理由に、「ゴルファーの担税力」があります。平成元年の消費税導入以前は、さまざまな娯楽施設が「娯楽施設利用税」の対象施設となっていました。これが消費税導入時に、ゴルフ場以外の施設を全て非課税としたのに対し、「金持ちの遊び」というレッテルを貼ることによって、ゴルフにだけ消費税とは別に、「ゴルフ場利用税」と名称等を変更し存続されたものです。

現在では、プレー料金も非常に低廉化し(平成24年全国平均プレー料金6,024円(利用税込))、一生楽しめるスポーツとして、老若男女約1千万人の競技人口を擁する「国民スポーツ」となっています。そこに特段の「担税力」があると誰が主張するのでしょうか。

ゴルフ場は地方自治体から特別な行政サービスを受けてはいません。

たとえばゴルフ場から排出されるごみは事業系一般廃棄物として自らの費用負担で処理しています。また、よくあるゴルフ場利用税課税の根拠には「ゴルフ場開設時に道路や水道等のインフラを整備したからその費用の回収である」というものがありますが、特別な優遇を受けたこともなく、道路なども自ら開設して自治体に寄付しているものも多く存在します。また、開発時には種々の法的規制がありますが、環境アセスメントや文化財保護なども定められた法規に則り、ゴルフ場の負担において手続きを実施しているものです。ゴルフ場が他産業と比較して特別な恩恵やサービスを受けたという事実はありません。

【参考:一季出版「ゴルフ特信2013.5.8」】

総務省統計局が先ごろ発表した平成25年3月の全国消費者物価指数(22年基準、CPI)は99.5ポイント(以下P、生鮮食品を除く総合指数)で前年同月比0.5%の下落とデフレ傾向からまだ脱却できず、ゴルフプレー料金(会員制ゴルフ場の平日ビジター料金=利用税含むグリーンフィー)に至っては全国指数は89.2Pで、前年同月比は1.8%下落し、26か月連続の下落。～中略～ さらに3月は小売物価統計の年平均も発表しており、平成24年平均のプレー料金は6,024円で、23年比では4.8%の下落であったが、14年比では33.4%減と3割以上の下落となった。

ゴルフ場・ゴルファー減少の危機は地方経済の危機

現在、ゴルフプレー料金は6,024円(前出)まで下がってきてすべての料金を包括した「パック料金」が多くなっています。この価格の中にはゴルフ場利用税が含まれています。今まではゴルフ場側が自らの身を切る形でプレー料金を下げてきましたが、もはやそれも限界になっています。

全国のゴルフ場の経営状態は総じて厳しいものとなり、バブル崩壊後の法的整理を行ったゴルフ場は890コースに及んでいます。(一季出版調べ)

今までは民事再生などの法的な手続きにより、ゴルフ場の運営はなんとか維持されてきましたが、既に閉鎖まで余儀なくされたゴルフ場は46箇所にもなっており、今後は廃業や閉鎖するゴルフ場が続出することが懸念されます。

過疎化した地方においては貴重な税源であるという理由から、ゴルフ場利用税が存続されているのですが、**ゴルフ場が閉鎖されると、ゴルフ場利用税はおろか、固定資産税も、消費税収入もなくなります。地域の雇用と物品需要、更には交通宿泊需要まで失うことになり、地域の損失は多大なものになります。**

ゴルフ場利用税廃止は地域経済活性化の近道

ゴルフ場の平均従業者数は61人(H22)。全国では133千人の雇用の場としても重要な地位を占めています。

ゴルフ場の経済波及効果は1.7倍とされています(H17年産業連関表による)。国内ゴルフ場の年間収入高は9,889億円。経済波及効果は1.7兆円に及びます。

ゴルフ用品、練習場だけでなく、ゴルフツーリズムに関係する交通機関や宿泊、飲食など幅広い需要があり、従業者も多数存在し、ゴルフはすそ野の広い産業であるといえます。

1ゴルフ場の平均的な年間売上高は4億53百万円(H22経済産業省)です。したがって経済波及効果は7億70百万円となります。

労働分配率を50%とすると、人件費だけでも約2.3億円が地元還元されています。また、固定資産税・消費税の金額も相当な金額となります。

ゴルフが活性化し、ゴルフ場利用者数が増加することは、直接的にも間接的にも地域経済に多大なメリットをもたらします。

ゴルフ場による 経済効果



ゴルフ場利用税廃止でゴルファーは増加する

ゴルフ場利用税の税収額は約500億円(H23)ですが、今後更に本税収は落ち込むことが予測されます。

そういった縮小する税収に依存するよりも、ゴルフを育成することは地方産業育成の視点からも、スポーツ立国・スポーツツーリズムの視点からも健全といえます。ゴルフ場利用税廃止により、そのアナウンス効果によるゴルフへの参加意欲・新規参加意欲が芽生えたと期待されます。

又、プレーしやすい低料金の据え置きが可能となり、ゴルフ場来場者確保につながります。現に、ゴルフ場利用税の一部非課税化によって**非課税者数は、4,108千人(H15)から11,306千人(H23)と9年で2.75倍に増加**しました。一方で**課税者数は84,269千人(H15)から73,022千人(H23)に減少**しています。

非課税者増加の理由の一部にはゴルファーの老齢化もあるでしょうが、大半の理由は非課税になったことによりプレー回数が増えたことにあります。課税対象者の減少は低料金化のプレーフィの中に占めるゴルフ場利用税がかなり負担になっていることが考えられます。

本税を廃止することでゴルファーが10%程度増加すれば、雇用、所得税、物品などの購入も増加します。その波及効果は1ゴルフ場当たりで77,000千円平均と見込まれますから、ゴルフ場利用税を廃止してゴルフ活性化をはかるほうが合理的です。

本税廃止によりプレー回数が増加し、国民の健康増進が図られれば、「メタボリックシンドローム」の対策ともなり、国の政策にも貢献できます。

市町村の財源だからという理由は理不尽。 二重課税解消を政治の力で

全国1,700市町村の中には、ゴルフ場が集中しているため、ゴルフ場利用税が歳入の重要な部分を占めるいくつかの市町村が存在することを否定するものではありません。

「ゴルファーの担税力」と「ゴルフ場に対する特別な行政サービス」という従来の課税理由がもはや妥当性を欠くものであることは、これまでのゴルフ場利用税廃止運動の中で誰もが認めるところとなっており、唯一「市町村の重要な財源だから」という理由だけが残っています。

もはや明確な課税理由のないゴルフ場利用税を廃止し、これによって影響を受ける市町村があるのであれば、これに対し必要な措置(代替財源)を講ずることこそ政治の力であり、本当の税制改正であると考えます。

ゴルフ場の所在するところには雇用、固定資産税等の歳入、関連物品の購買等、経済波及効果は多岐にわたります。全国のゴルフ場利用税総額は約500億円、ゴルフ場売上は、約9,900億円であり、予定される消費税の税率5%アップで単純計算すると約500億円の消費税となります。これにゴルフ場利用税廃止によって生まれるゴルフの活性化は、新たな消費を生み出しますので、今後予想される消費税の増加分は、現在のゴルフ場利用税額に見合う金額となると考えられます。

よくあるゴルフ場批判に対するQ&A

Q1. ゴルフ場は、自然環境を破壊しているのではないか

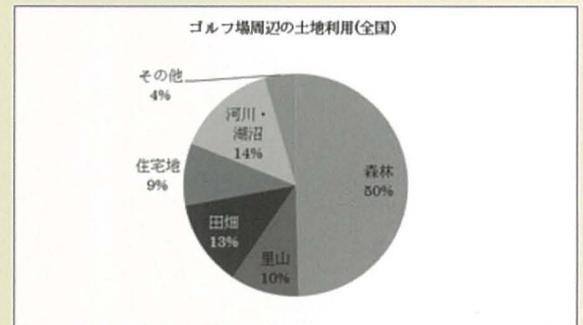
A1. 自然環境を大切に守っています。

ゴルフ場は豊かな植生を有し、多様な生物が生息する「里山」となっており、大気の浄化と温暖化防止に大きな役割を果たしています。

【ゴルフ場は豊かな植生を有し、多様な生物が生息する「里山」です】

ゴルフ場の開発においては、森林は50%を残すように決められており、更に残りの約45%近くは芝生地になることから、植生が安定し、多様な生物相が見られる、いわゆる「里山」となっています。公益社団法人ゴルフ緑化促進会と日本ゴルフ場支配人会連合会が実施した2008年の調査(全国424コース)では、ゴルフ場には植物401種類、動物・昆虫類450種以上が確認されました。日本では人里、水田、畑、牧野、林業地の雑草種は凡そ750種とされていますので、それと比べてもゴルフ場の

植生はとても豊かであると言えます。また、ゴルフ場が存在することで、周辺の土地は都市化されることなく緑地として保全されてきています。特に大都市圏においては、ゴルフ場は欠かすことのできない大規模緑地・里山としての機能を有し、気象の緩和効果やヒートアイランドの防止に大変役立っています。



【CO₂の吸収量は230万世帯の年間消費電力に相当。O₂の供給量は1230万人分】

ゴルフ場の緑地と林地では、活発な光合成が行われており、バイオマス生産量は全国のゴルフ場(2,400と仮定)で年間314万トン生産されます。ゴルフ場のCO₂吸収量は、460万トンと推定されます。これは、230万世帯の年間消費電力(火力発電換算)に相当する分にあたります。(注1)また、光合成によって供給されるO₂は336万トンで、これは1,230万人の1年間の呼吸量に相当します。(注2)
(注1、2は、九州大学名誉教授 縣和一先生試算による)

Q2. ゴルフ場の農薬使用により、環境を汚染しているのでは？

A2. 全く問題ありません。業界全体で農薬の適正な使用、法令順守、水質検査に徹底して取り組んでいます。

たしかに、1980年代前後にゴルフ場の農薬問題が大きく取り上げられた時期がありました。これを契機として、日本ゴルフ場支配人会連合会を中心に、緑の安全推進協会と日本芝草研究開発機構が連携して、農薬の適正な使用、法令順守、水質検査に徹底して取り組んできました。その結果、ゴルフ場の農薬使用に対し、環境省が定める指導指針にもとづく水質調査については、平成15年度以降基準値を超過する検体はありません。

農薬の正しい知識と適正使用の普及啓発により、ゴルフ場における農薬使用量は年を追って減少しています。農薬・肥料のゴルフ場1haあたりの使用量は4.7kg/年であり、水田の10.9kg(農薬工業会資料)の1/2未満となっています。

ゴルフ場利用税廃止運動推進本部

参加団体

公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本ゴルフ協会、47都道府県ゴルフ連盟／協会、北海道ゴルフ連盟、東北ゴルフ連盟、関東ゴルフ連盟、中部ゴルフ連盟、一般社団法人関西ゴルフ連盟、中国ゴルフ連盟、四国ゴルフ連盟、九州ゴルフ連盟、公益社団法人ゴルフ緑化促進会、公益社団法人日本パブリックゴルフ協会、一般社団法人日本ゴルフ場事業協会、一般社団法人日本ゴルフ用品協会、公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟、一般社団法人日本ゴルフトーナメント振興協会、公益社団法人日本プロゴルフ協会、一般社団法人日本女子プロゴルフ協会、一般社団法人日本ゴルフツアー機構、NPO法人日本芝草研究開発機構、全国ゴルフ会員権取引業団体連絡会、全国ゴルフ場関連事業協会、日本ゴルフコース設計者協会、日本ゴルフジャーナリスト協会、日本ゴルフ場支配人会連合会、スポーツゴルフ確立のための議員連盟、自由民主党ゴルフ振興議員連盟

事務局：〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-1-5 ヒューリック東日本橋ビル9階

日本ゴルフ関連団体協議会

TEL03-5823-4893 <http://www.gorenkyo.net>

本リーフレットの内容の複製、無断転載を禁止します。